省　令

○財務省令第五十一号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月一日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「、第十一号若しくは第十二号」を「若しくは第十号から第十二号まで」に改め、「第五号まで」の下に「、第七号」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百五号

と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第六条及び第九条の規定に基づき、と畜場法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

と畜場法施行規則の一部を改正する省令

と畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号）を次のように改正する。

別表第一中「扁桃、脾臓、小腸及び大腸（これらに付属するリンパ節を含む。）並びにめん羊及び山羊（月齢が満十二月以上のものに限る。）」を「脾臓及び回腸並びに月齢が十二月を超えるめん羊及び山羊（出生の年月日から起算して十二月を経過した日の翌日以後のものをいう。）」に、「頬肉及び扁桃」を「頬肉及び皮」に、「、脊髄及び胎盤」を「及び脊髄」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四十二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月一日

農林水産大臣　森山　**裕**

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「八戸港」の下に「、鳥取港」を加える。

第十五条中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「名あて人」を「名宛人」に改める。

第二十一条第三項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第十号様式中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年六月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一〇―四―二六

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

第十四条の二中「危険性等」の下に「（別表第一の二に掲げる物（以下「特定調査対象物」という。）による有害性又は危険性等を除く。）」を加える。

第十六条の二の次に次の一条を加える。

（特定調査対象物の調査等）

第十六条の三　各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、特定調査対象物による有害性又は危険性等を調査しなければならない。

2　各省各庁の長は、前項の調査の結果に基づいて、この規則の規定による措置を講ずるほか、職員の健康障害又は危険を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二　特定調査対象物（第十四条の二、第十六条の三関係）

一　第二種有害物質

二　第二種有害物質を含有する製剤その他の物（別表第二の三第二号8に掲げる物を除く。）で人事院の定めるもの

三　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第九に掲げる物

四　前号に掲げる物を含有する製剤その他の物で人事院の定めるもの

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

2　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の三の表規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の項中

第十四条の二の調査の結果の文書等
第十六条の三第一項の調査の結果の文書等

を

第十四条の二の調査の結果の

に改める。

○個人情報保護委員会規則第二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十八条の三第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則を次のように定める。

平成二十八年六月一日

個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則

（用語の定義）

第一条　この規則において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において使用する用語の例による。

（委員会による検査）

第二条　個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、おおむね二年ごとに、行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体情報システム機構が保有する特定個人情報ファイル（次に掲げるものを除く。）に記録された特定個人情報の取扱いの状況について検査を行うものとする。

一　特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第四条第一号に掲げる特定個人情報ファイル

二　特定個人情報保護評価に関する規則第四条第三号に掲げる特定個人情報ファイル

三　個人番号関係事務のみを処理するために保有する特定個人情報ファイル

四　特定個人情報の取扱いの状況を勘案して委員会が定める特定個人情報ファイル

2　委員会は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、同項各号に掲げる特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について検査を行うものとする。

第三条　前条の規定による定期的な検査のほか、特定個人情報の漏えいその他の状況により、委員会が随時に検査を行うことを妨げない。

（雑則）

第四条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。